

業務委託発注仕様書

1. 番 号 令和 6 年度 () 第 F-16 号
2. 件 名 各小中学校消防用設備保守点検業務委託
3. 場 所 名張市 丸之内ほか 地内
4. 委託期間 令和7年3月31日まで
5. 委託内容 小学校14校及び中学校5校
 - ・ 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検業務 一式
 - ・ 消防長に提出する上記点検結果報告書の作成 一式
 - ・ 施設管理者に対する消防用設備等の取り扱い説明 一式
6. 委託設備等 別紙に示す各小中学校の消防用設備等 一式
7. 点検内容 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく消防用設備等の定期点検 一式
8. 点検報告
 - ・ 消防庁告示第9号(H16.5.31)および消防庁告示第14号(S50.10.16)に定める様式にて提出。(総合点検：各学校別 正副各1部、機能点検：各学校別 正副各1部)
 - ・ 点検実施状況写真(総合点検1部、機能点検1部)
 - ・ 不良箇所一覧表(総合点検1部、機能点検1部)
9. 点検時期

前期点検(総合点検)：夏休み期間中(7月20日から8月28日)

後期点検(機能点検)：春休み期間中(3月26日から3月31日)

※点検日は原則上記期間の学校開校日とするが、協議のうえ決定する。
10. 支払条件 総合点検終了後、契約額の50%支払う。残金は業務完了後支払う。
11. 特記仕様
 - ・ 点検日程は、発注者(各学校及び教育総務室)と事前に打ち合わせして決めること。
 - ・ 当該設備の点検は「12. 業務に従事する有資格者」に記載する有資格者が行うものとし、作業する者の有資格者名簿及び資格証の写しを事前に発注者に提出すること。
 - ・ 各施設の防火管理者を確認し、必要に応じて立会いのうえ実施すること。
 - ・ 実施状況写真は、前期点検及び後期点検とも、当該設備の点検有資格者を入れて設備ごとに撮影すること。また、避難器具については設置した状況で全ての箇所を撮影すること。
 - ・ 別紙に示す各設備の数量が実際と大幅に異なる時、また、点検施設に大きな変更が生じた時は精算するものとするが原則軽微な変更は精算しないこととする。
 - ・ 前期点検(総合点検)及び後期点検(機能点検)の各点検完了後には不備箇所一覧表及び実施状況写真を提出すること。
 - ・ 消火器の点検について、ブラケット・標識・及び封印の取り付け等の小修理については、本契約の範囲とする。また、各施設に備えてある消火器台帳に点検記録を記入すること。
 - ・ 誘導灯の直管球・グローブ球の消耗による取り替え及び点検修理は、本契約の範囲とする。
 - ・ 発注者(各学校または教育総務室)より消防用設備等の不具合(消防法施行令第36条の2に規定する工事または整備以外のもの)の連絡を受けた時は、速やかに応急対応を行うこと。
 - ・ 総合点検時に各施設管理者に消防設備等の取り扱いについて、わかりやすく説明すること。
 - ・ 屋内消火栓及び消火器に点検済証シールを貼付すること。
 - ・ 点検が困難な場合は、発注者と協議のうえ別の日に行うよう調整すること。
 - ・ 点検は原則、「9. 点検時期」に実施することとするが、夏休み期間中に校舎内で工事を実施する場合があることから、関係機関と日程等の調整を行いスムーズな業務実施を行うこと。

1 2. 業務に従事する有資格者

本業務に必要な消防法に規定する以下のすべてについて、自社の社員の有資格者を配置すること。
なお、その資格及び雇用が確認できる書類（写）を契約時に提出すること。

- ・消防設備士「第1類」または、第1種消防設備点検資格者
 - ・消防設備士「第4類」（ただし「電気工事士」または「電気主任技術者」の資格も有すること。）
または、第2種消防設備点検資格者
 - ・消防設備士「第5類」または、第2種消防設備点検資格者
 - ・消防設備士「乙種第6類」または、第1種消防設備点検資格者
- ※消防設備士「第1類」「第4類」「第5類」に関しては甲種、乙種は問わないものとする。
※上記資格は兼ねることができる。